

令和 5 年度 第 7 回  
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 10 月 25 日(水) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名  欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	孝野 覚也	出	8	河野 仁	出
	2	西本 繁夫	出	9	田中 定嘉	出
	3	中川 里美	出	10	埜下 浩孝	出
	4	久能 忠和	出	11	船平 晃	出
	5	山口 深	出	12	山平 麗子	出
	6	長尾 英生	出	13	山田 聡	出
7	門田 淳	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	11	船平 晃		12	山平 麗子	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	金繁 克則		推進委員	岡原 智恵子	
	事務局長	松本 仁志		課長補佐	尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 5 年度第 7 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 5 年度愛南町農業委員会第 7 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 11 番、船平 晃委員と 12 番、山平 麗子委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 20 番、緑乙の 3 筆、地目・面積は田・2,659 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 13.2aでございます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。20 番お願い致します。
委員	譲渡人より連絡があり、現地を確認しました。小学校を過ぎたところの県道の両脇に田んぼが位置しております。譲受人が水稻、野菜を作るということも本人に確認を取っております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意

	見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
事務局	次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
	議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。
	受付番号8番、広見の2筆、地目・面積は田・481㎡でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。
	以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。8番お願い致します。
委員	国道から、旧の育苗センターのほうに入っていく割と大きい道沿いです。隣接する2筆は、すでに宅地となっております。一方は今年の6月に農業委員会にかけたものです。この申請地は奥側の土地になります。道路の便もいいし、ご本人が耕作はようしかねるということで、賃貸借で貸すことになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 4 番、増田の 4 筆、地目・面積は田・1,975 m<sup>2</sup>でございます。場所は、広域農道を緑方面から進み、増田の町道と交わる交差点を左折し、直線距離で約 2 キロ、民家からもかなり離れた山の中です。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 5 年 9 月 29 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は荒廃農地でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、対象地は農地パトロールの調査結果通り、山林化しており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>所有者の人は、ほかの農地も売ると聞いたが。</p>
事務局	<p>所有者は今後転出を考えているそうで、先に、この荒廃農地の部分を非農地にして山林に変えて、所有権移転をすると聞いています。宅地を含めた農地は、次に来られる方が農業をすると聞いていますので、3 条申請で譲り受ける話になるのではないかと思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし</p>

事務局	<p>た。</p> <p>次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 62 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・1,808 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 63 番は再設定で、御荘菊川の 3 筆、地目・面積は田・1,399 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 64 番は再設定で、御荘平山、地目・面積は畑・4,870 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 65 番は再設定で、御荘和口、地目・面積は田・1,555 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 66 番は再設定で、緑乙の 4 筆、地目・面積は田・3,932 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 67 番は再設定で、緑乙の 12 筆、地目・面積は田・7,105 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 68 番は再設定で、城辺甲の 5 筆、地目・面積は田・4,010 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 69 番は再設定で、正木の 3 筆、地目・面積は田・3,805 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 70 番は再設定で、正木、地目・面積は畑・127 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 71 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,964 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 10 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。71 番は孝野委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(孝野委員 退室)</p>

議長(会長)	71 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。  (孝野委員 入室)
議長(会長)	その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人

船平 晃

議事録署名人

山平 麗子